

〇〇〇〇指定管理者基本協定書（案）

江戸川区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、江戸川区〇〇〇〇条例（〇年〇月江戸川区条例第〇号。以下「条例」という。）に規定する〇〇〇〇（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の範囲（第4条—第10条）
- 第3章 備品等の取扱い（第11条・第12条）
- 第4章 事業計画書等の提出（第13条—第17条）
- 第5章 損害賠償及び不可抗力（第18条—第20条）
- 第6章 指定期間の満了（第21条・第22条）
- 第7章 指定期間の満了以前の指定の取消し（第23条）
- 第8章 その他（第24条—第30条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、本施設の管理に関して区民サービスの向上及び施設運営の効率化を図り、かつ、適正に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の管理）

第2条 甲は、乙を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する指定管理者として指定し、本施設の管理を行わせるものとする。

- (1) 本施設の名称 〇〇〇〇
- (2) 本施設の所在 〇〇〇〇

（指定の期間）

第3条 乙の指定管理者としての指定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2章 業務の範囲

（管理業務及び自主事業の範囲）

第4条 乙が行う管理業務（以下「管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる施設運営に関する業務
 - ① 施設の利用に関する業務
 - ② 利用料金の収受に関する業務
 - ③ 広報に関する業務
 - ④ その他の業務
- (2) 次に掲げる施設の維持管理に関する業務
 - ① 保守管理業務

- ② 設備機器管理業務
 - ③ 清掃業務
 - ④ 備品管理業務
 - ⑤ 駐車場及び駐輪場管理業務
 - ⑥ 保安警備業務
 - ⑦ 小規模修繕業務
 - (3) 次に掲げる経営管理に関する業務
 - ① 事業計画書の作成業務
 - ② 事業報告書等の作成業務
 - ③ 事業評価業務
 - ④ 甲及び関係機関との連絡調整業務
 - ⑤ 指定期間終了時の引継業務
 - (4) その他業務
 - ① 管理体制の整備等
 - ② 文書の管理
 - ③ 保険への加入
 - ④ 個人情報保護
 - ⑤ 環境への配慮
 - ⑥ その他甲が必要とする業務
 - 2 乙は、甲が定める条件のもと、次に掲げる業務（以下「自主事業」という。）を自主的に実施しなければならない。この場合、乙はあらかじめ甲と協議するものとする。
 - (1) 生涯スポーツの推進及び利用者サービスに関する業務
 - ① スポーツ・レクリエーションの普及に関する業務
 - (ア) スポーツプログラムの提供
 - (イ) 各種一般公開事業
 - (ウ) 甲主催スポーツイベントへの協力
 - ② コミュニティ活動の増進に関する業務
 - (ア) イベントの開催
 - (イ) 情報の提供
 - ③ 利用者サービスに関する業務
 - (ア) 飲食・物販事業
 - (イ) 利用促進・サービス向上事業
 - ④ その他の業務
 - (ア) 甲が主催・支援する行事及び大会への協力
 - (2) その他、乙が実施を希望し、甲が必要と認める業務
 - 3 管理業務及び自主事業に掲げる業務（以下「本業務」という。）の細目及び実施条件は、仕様書に定めるものとする。
 - (利用料金)
- 第5条 乙は、本施設に係る利用料金（付帯設備に係る利用料金を含む。以下同じ。）を乙の収入として収受する。
- 2 利用料金は、乙が、条例及び〇〇〇〇条例施行規則（〇年〇月江戸川区規則第〇号。以下「施行規則」という。）に規定する利用料金の範囲内において、甲の承認を得て定めるものとする。

(指定管理料の支払)

第6条 甲は、本業務に係る経費のうち必要な額（以下「指定管理料」という。）を乙に支払うものとする。

2 甲が乙に支払う指定管理料の詳細については、甲乙協議の上で定めるものとし、支払の方法及び時期については、別に締結する年度協定書に定めるものとする。

3 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 甲は、指定管理料を江戸川区会計事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第2号）第88条に規定する概算払により支払うものとする。

5 乙は、指定管理料を本業務に要する経費以外に使用してはならない。

6 乙は、本業務に係る経理について、本業務に固有の銀行口座（以下「専用口座」という。）を設けて処理しなければならない。ただし、甲が必要と認める場合は、この限りでない。

7 甲は、税制改正等に伴い、乙に費用負担の大幅な変更が生じる場合については、乙と指定管理料について協議するものとする。

(指定管理料の精算)

第7条 乙は、会計年度終了後、速やかに精算を行わなければならない。

(事故の報告)

第8条 乙は、本業務に関し、事故が生じたときは、直ちに甲に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、甲の指示に従わなければならない。

(災害時の対応)

第9条 震災等の大規模災害が発生したときは、緊急避難所として提供し、その後、遺体収容所として運営するため、乙は関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策を目的として施設を使用する必要があると甲が認める場合、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(関係法令等の遵守)

第10条 乙は、本業務を処理するに当たって、この協定書によるほか、条例及び施行規則並びに甲の定める規程その他関係法令等を遵守しなければならない。

第3章 備品等の取扱い

(備品の取扱い)

第11条 本施設に既存の江戸川区物品管理規則（平成2年3月江戸川区規則第11号）に基づき管理し、かつ、購入価格が3万円以上の備品（以下「備品」という。）は、乙に無償貸与する。この場合において、当該備品については、別途備品台帳に定めるものとする。

2 乙が備品の購入を希望し、甲が本業務に必要があると認める場合においては、甲が乙と別に契約を締結し、乙が備品を更新又は新規に購入するものとする。これに要する経費は、指定管理料とは別に甲が概算払により支出するものとし、この場合における所有権は甲に帰属するものとし、備品台帳を整備する。

3 前項の備品の修繕（軽微なものを除く。）に要する経費については、甲が乙と別に契約を締結し、指定管理料とは別に甲が概算払により支出する。なお、備品の軽微な修繕に要する経費については、乙が指定管理料により支出するものとする。

4 乙は、自らの経費負担（専用口座から支出する方法以外の方法で乙が経費を支出

することをいう。以下同じ。)により備品類を購入することができる。この場合において、備品の所有権は乙に帰属し、第1項に定める備品台帳とは区別して管理するものとする。

- 5 乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つとともに、備品台帳を整備しなければならない。

(修繕の取扱い)

第12条 建物に係る工事及び大規模修繕は、甲が直接執行する。

- 2 小規模修繕は乙が行う。これに要する経費は、甲が乙と別に契約を締結し、指定管理料とは別に甲が概算払により支出する。この場合における小規模修繕の範囲は、別に定めるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は甲の承認(軽微な修繕を除く。)を得て、乙の経費負担により修繕を行うことができる。

- 4 甲は、建物等の躯体に係る工事又は大規模修繕を行う場合、事前に乙と工事期間等について協議するものとする。

- 5 乙は、甲があらかじめ乙に提示した計画に定める甲の行う施設に係る工事又は大規模修繕により臨時に休業日を定めざるを得ない状況になった場合において、甲に対し補償を求めることはできない。

第4章 事業計画書等の提出

(事業計画書の提出)

第13条 乙は、本業務に係る次年度の事業計画書を作成し、毎年度甲が指定する期日までに提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項に定める事業計画書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支計画書
- (2) 利用料金表
- (3) 職員体制表及び業務従事者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

(年次事業報告書の提出)

第14条 乙は、前年度の年次事業報告書を作成し、甲が指定する期日までに提出しなければならない。

(月次事業報告書の提出)

第15条 乙は、前月の月次報告書を作成し、甲が指定する期日までに提出しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、本業務について指導を行うため、関係書類及び帳簿等を必要に応じて随時調査し、又は乙に対して必要な説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、その申出に応じなければならない。

(改善指示)

第17条 乙による本業務の実施が、仕様書等甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第5章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第18条 乙は、故意若しくは過失により本施設、備品及び管理物品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第19条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第20条 地震、台風等の自然災害及び騒乱、テロ等の人災、その他の不可抗力により生じた本業務の変更、中止若しくは延期に伴う損害又は損失が発生した場合、甲乙協議の上で費用等の負担を定める。

第6章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第21条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を円滑に行わなければならない。なお、引継方法等必要な事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

(原状回復義務)

第22条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として本施設を原状に回復し、甲に対して本施設、備品及び管理物品を明け渡さなければならない。ただし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めた場合はこの限りでない。

第7章 指定期間の満了以前の指定の取消し

(指定の取消し等)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し事前に通知の上、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 本業務の履行に際し、不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙の本業務の遂行が困難と認められたとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。
- (6) 乙が暴力団と認められたとき又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められたとき。

- (7) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を提供し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (9) 共同事業体の構成員（代表団体を含む。以下同じ。）が脱退したとき又は除名されたとき。
 - (10) その他甲が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づく指定の取消し等により生じた乙の損害について、その責めを負わないものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく指定の取消し等により生じた甲の損害について、乙にその賠償を請求することができる。

第8章 その他

（再委託及び権利譲渡の禁止）

第24条 乙は、第4条に規定する本業務の内容について、その全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た業務の委託については、第三者に委託することができる。

- 2 乙は、第三者に対し、この協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（秘密保持）

第25条 乙は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第3条に規定する指定期間終了後もまた同様とする。

- 2 乙は、管理業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき実施機関が講ずる措置に準じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、甲が別に定める個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

（情報公開）

第26条 乙は、江戸川区情報公開条例（平成13年3月江戸川区条例第19号）に基づき実施機関が講ずる措置に準じて、情報公開のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 管理業務の実施に際して乙が取り扱う個人情報に対する請求等については、甲の保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）に対する開示請求等については甲が、それ以外の請求等については乙が、それぞれ対応するものとする。

- 3 前項の規定により甲が対応する場合において、乙は、当該情報の提供その他の必要な協力を、甲に対してするものとする。

（共同事業体の責務）

第27条 共同事業体の構成員は、本業務の遂行及び本業務の遂行に伴い共同事業体が負担する債務の履行等に関して、連帯して責任を負わなければならない。

- 2 構成団体の脱退又は除名については、事前に甲に報告しなければならない。

（所在地等変更に係る報告）

第28条 乙は、団体の所在地及び代表取締役等に変更が生じた場合、速やかに甲に

報告しなければならない。

(協定の変更)

第 29 条 本業務に関し、本業務の内容を変更する必要があるとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(協議事項)

第 30 条 この協定に定めのない事項又は協定事項の疑義については、甲と乙の協議の上で定めるものとする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和○年○月○日

東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号
甲 江戸川区
代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

〇〇〇〇
乙 〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇〇〇

個人情報保護に関する特約条項

(定義)

第1条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(個人情報の収集、保管及び利用)

第2条 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、甲の指定する範囲内で個人情報（特定個人情報を除く。）の収集、保管及び利用をすることができる。

- 2 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、番号利用法に規定する範囲のうち、甲が指定する範囲内で、当該業務を行うために必要な限度において特定個人情報を収集、保管及び利用をすることができる。

(責務)

第3条 乙は、個人情報の収集、保管及び利用に当たって、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報を取り扱うに当たっては、取り扱う従業者を明確化するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために次条以下の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第4条 乙は、乙の職員等に対し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、退職時には退職者に対して改めて、同様の指導をしなければならない。

(取扱場所)

第5条 乙は、甲の同意を得た場所においてのみ、個人情報を取り扱うものとし、当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、甲の同意を得なければ、個人情報（特定個人情報を除く。）について、業務の範囲を超える利用及び第三者への提供をしてはならない。

- 2 乙は、特定個人情報について、業務の範囲を超えた利用及び番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除いた第三者への提供をしてはならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、個人情報に関する業務を乙以外の者へ再委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、やむを得ず第三者に再委託するときは、あらかじめ再委託する内容を甲と協議し、甲の許諾を得なければならない。また、甲の許諾を得た場合においては、乙は当該第三者（以下「再委託先」という。）を監督する義務を負うとともに、再委託先に対してもこの個人情報保護に関する特約条項を遵守させなければならない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により、再委託しようとするときは、乙と再委託先の間で取り交わす契約書等これに類する書類に次に掲げる事項を明記しなければならない。
 - 一 再委託先が乙から受託した業務の一部について、やむを得ず第三者に再々委託するときは、あらかじめ再々委託する内容を乙に通知し、乙を通して甲の許諾を得なければならないこと。
 - 二 個人情報の管理状況について、必要に応じて甲の指定した職員が立入調査をすること又は報告を求めることができること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する事項
- 3 乙は、前項に規定する書類の写しを速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定は、再委託先の再々委託に関する取扱いについて、準用する。また、再々委託以降の全ての段階における委託においても同様とする。

(複写及び複製等の禁止)

第8条 乙は、本業務以外に個人情報の複写、複製及び加工をしてはならない。

(提供資料の返還義務等)

第9条 乙は、甲より提供される個人情報に関する資料を、本業務で使用後速やかに返還しなければならない。

2 乙は、本業務において甲から提供された個人情報の複写、複製又は加工を行った場合は、当該個人情報を業務終了後又は指定された保存期間が経過した場合は、速やかに返還しなければならない。ただし、当該個人情報の記録形態等により返還することが困難な場合は、あらかじめ当該個人情報の取扱いについて甲と協議し、甲の承認を得た上で、外部に漏えいすることのないよう適切な方法により速やかに廃棄又は消去等の処理をし、廃棄方法、日時等を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

3 業務委託上使用する個人情報の受渡しについて、甲乙双方で管理簿に記録しなければならない。

(個人情報の管理方法の指定)

第10条 乙は、個人情報の管理の適正を期するため、甲の指定する管理方法をとらなければならない。

(立入調査等)

第11条 甲は、個人情報の管理の適正を期するため、必要に応じて乙の管理状況を立入調査することができる。

2 前項に規定するもののほか、甲は、乙の従業者に対する監督、教育、契約内容等の遵守状況について、報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、乙の管理する個人情報に紛失、破損、改ざん、漏えい、システム異常等が発生した場合は、速やかに甲へ報告するとともに、事故発生及び処理報告書を甲へ提出しなければならない。

(受託者名の公表措置及び損害賠償義務)

第13条 甲は、乙が個人情報の保護に関する事項について、違反し、又は怠った場合は、当該事実を公表できるものとし、乙の当該違反又は懈怠^{けたい}に起因する損害について、乙は、その賠償の責任を負う。

(その他)

第14条 この特約条項に定めのない事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る指定取り消し)

第1条 甲は、乙（乙が共同事業体であるときは、その代表団体及び各構成団体のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、基本協定書第25条により事前に通知のうえ、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、または暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。

(2) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託先等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 第1項の規定によりこの指定を取り消したことにより、乙に損害が生じて、甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

3 乙は、基本協定書第4条に定める業務（以下、本業務という。）を行うにあたり、江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者に再委託（二次以降の再委託を含む。以下同じとする。）をさせてはならない。また、乙は再委託を行った者が契約履行期間中入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該再委託の解除をしなければならない。

4 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁との間で、該当事実の存否に関する情報の交換を行うことができる。

5 本特約の指定の取消しに伴う措置等については、前各項に定めるもののほか基本協定書によるものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第2条 乙は、本業務の履行に当たって、暴力団、暴力団員等およびこれらに限らずその他の者より業務妨害等の不当介入または再委託参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 乙が前項の通報報告を行う場合、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙はその再委託先が不当介入を受けた場合、遅滞なく乙に報告するよう当該再委託先に指導しなければならない。

江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項

本特記事項は、江戸川区公契約条例及び江戸川区公契約条例施行規則に基づき定めるものとする。

(受注者等の定義)

第1条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 江戸川区「以下「区」という。」と本契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の区以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は委託契約により本契約に係る業務に従事する者

(労働関係法令の遵守)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

(賃金の支払)

第3条 受注者は、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならない。

(受注者の連帯責任)

第4条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならない。

(労働環境等の確認)

第5条 受注者は、労働環境等確認報告書を作成し、区へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境等確認報告書を区へ提出しなければならない。

(労働者等への周知)

第6条 受注者は、次に掲げる事項を本契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により、労働者等に周知しなければならない。

- (1) この条例の適用を受ける労働者等の適用の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第23条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注関係者との契約)

第8条 受注者は、本契約の履行にあたって、受注関係者と契約を締結する場合、受注関係者が労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、及び次条第1項による区長からの求めに応じるよう努めることについて合意を得ること。

(報告の要求等及び立入調査)

第9条 区長は、労働者等から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境等を確認するため必要がある場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者の事業所等に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定により立入調査をする場合において、必要があると認めるときは、受注関係者に協力を求めることができる。

3 受注者は、第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第10条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等が条例に違反していると認めるときは、受注者に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(契約の解除)

第11条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は江戸川区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を行うことができる。

(1) 第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

(2) 前条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第12条 区は、前条の規定により本契約を解除したときは、その旨を公表する。

(損害賠償)

第13条 区は、受注者に対し、第11条の規定による解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、第11条の規定による解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。